

須賀川市医療費分析等業務 仕様書

1 業務名

須賀川市医療費分析等業務

2 委託業務期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日

3 目的

須賀川市（以下「発注者」という。）の医療費等の状況について、地域（市内中学校学区をベースとした特定保健指導実施 12 地区や介護保険事業における日常生活圏域など）に着目した観点も含めて現状分析等を行い、生活習慣病や要介護認定の因子及び重症化のリスク要因の把握、当市独自の健康課題の解決や保健事業の実施方法等への新たな知見を得ることを目的とする。特に被保険者の疾病及び介護の重症化予防の観点を取り入れ、健康寿命の延伸と医療費等の適正化に向けた一助とする。

4 事業概要

（1）分析の範囲及び期間

分析範囲は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の 3 分野とする。また、分析期間は平成 30 年度から令和 5 年度の 6 年間（第 2 期国保データヘルス計画期間）を基礎とし、データの準備可能期間により最大 10 年間（平成 26 年度以降）とする。

上記範囲及び期間におけるレセプト、特定健康診査等の必要データを発注者から受注者へ貸与する。なお、その他分析に必要なあるいは有効であると想定されるデータがある場合は、適宜、提案すること。

（2）国民健康保険における分析内容

（1）に記載の貸与データを用いて、虚血性心疾患、脳血管疾患、人工透析等の重症化疾患やその原因となる高血圧症、糖尿病、脂質異常症等の基礎疾患について、発症の要因となる生活習慣の有無や健診数値の動向、受診歴・服薬歴、特定保健指導の実施有無等の関連因子の探索的データ分析等を行う。

（3）介護保険における分析内容

（1）に記載の貸与データを用いて、介護を必要とする状態に至る原因疾患の特定や既往歴との相関関係（特定健康診査の状況や受診歴等）、要介護度

の上昇と関連する原因疾患の特定と既往歴の相関関係の分析等を行う。

なお、分析に当たっては、須賀川市第 10 次高齢者福祉計画・須賀川市第 9 期介護保険事業計画で設定している日常生活圏域単位での状況把握が可能となるよう取り組むこと。

(4) 後期高齢者医療制度における分析内容

(1) に記載の貸与データを用いて、虚血性心疾患、脳血管疾患、人工透析等の重症化疾患やその原因となる高血圧症、糖尿病、脂質異常症等の基礎疾患について、発症の要因となる生活習慣の有無や健診数値の動向、受診歴・服薬歴、特定保健指導の実施有無等の関連因子の探索的データ分析等を行うとともに、国民健康保険との発症要因比較やフレイルにつながる要因分析を通じてフレイルの予防等に資する分析を行う。

(5) 分析手法及び効果的な事業実施のためのコンサルティング

上記(2)～(4)の分析においては、パス解析や回帰モデル等、医療統計手法として妥当な方法で検討を行う。なお、分析内容の基礎となるデータベースについては、発注者が保健事業等で個人に着目したアプローチを行う際に活用できるものとして構築し、最終報告書提出時を目途に発注者に提供すること。

また、事業の効果向上を図るため、受注者は発注者と契約後打合せを複数回行い、発注者のニーズをヒアリングし、応用的な分析を提案する等、コンサルタントとしての役割を兼ねること。

5 想定スケジュール

時期	内容
令和 6 年 7 月～8 月	・発注者から医療費等データの貸与 ・データ分析開始
令和 6 年 8 月～12 月	・中間報告書の作成
令和 6 年 12 月 23 日	・中間報告書の納品
令和 7 年 1 月～令和 7 年 3 月	・データの応用的な分析
令和 7 年 3 月 31 日	・最終報告書等の作成及び納品

6 成果品等

(1) 中間報告書 4 部

(2) 最終報告書 4 部

(3) 分析データ等収録の磁気媒体 (DVD 等) 4 枚

※上記成果品を発注者の指定した期日までに提出すること。

7 その他留意事項

- (1) 業務の実施に当たって、業務内容を十分理解し、発注者と連携を密にとりながら、誠実に履行する。
- (2) 受注者は業務中に知り得た情報を適正に管理し、決して漏えい、不正利用を行わないこと。なお、当契約が履行された後においても同様とする。
- (3) 当委託契約により作成された成果品、契約の遂行の過程で生じた全ての著作権は、原則、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の当該著作権に係る行為について著作権人格権を行使しないものとする。なお、当委託契約内の分析過程で作成したプログラムやコード等及び従前より受注者が有していた知見、ノウハウ、成果物についてはこの限りでない。
- (4) 受注者は、本委託業務の実施に当たり、受注者の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合や、受注者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受注者は、発注者の事前の承諾なく、契約上の地位を受注者の関連企業等を含め第三者に継承させ、あるいは契約によって生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは委託等により引き受けさせ、または担保に供してはならない。
- (6) 契約に当たっては、企画提案などの内容について受注者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。
- (7) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法や利便性・効果を損なうことのない代替案等があれば、適宜提案すること。
- (8) この仕様に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、発注者と受注者で協議をして定めるものとする。